

風をよむ

No. 38 1997.07.20

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿7-3-10
山京ビル503-201

定価300円

年6回刊・送料込：2,300円
郵便振替：00170-0-655767

「カンボジア邦人救出」を名目とした有事法制・
海外出兵の実績づくり || 自衛隊機派遣を許すな!!

夏期一時金カンパを!

沖縄人民の怒りに応え、日本-沖縄から朝鮮・台湾-東アジアの解放を目指し、反帝国際主義・人民連帯運動を更に力強く押し進めるために、「風をよむ」への夏期一時金カンパを訴えます。

職場・地域から、政治的デモンストレーションの大衆的準備を

97新ガイドライン粉碎-有事立法攻撃阻止 …… 2

沖縄報告・第五回公開審理闘争

反戦地主と固く連帯し海上軍事基地建設を阻止しよう …… 6

「組対法に関する日弁連決議」 …… 13

アイヌ民族の尊厳と権利を取り戻すために …… 14

ドサクサのうちに成立した入管法改悪 …… 15

撤廃された労基法の「女子保護規定」 …… 16

『沖縄独立の可能性をめぐる激論会』 REPORT …… 8

職場・地域から、政治的デモンストレーションの大衆的準備を

労働者人民への戦争動員を許すな

ガイドライン粉砕 有事立法阻止

安保・沖縄闘争の次のステップへ！

共産主義的変革の道を切り開く 革命的政路線の確立へ進もう

人々の政治的行動のもどかしさに比して、政治過程の推移は著しいものがある。

さる四月一七日の軍用地特措法改悪以降、この間の沖縄・安保闘争は確かに次の局面に移行した。日米帝国主義によるガイドライン見直し作業―安保条約の実質的改定の進行に象徴されるように、米帝のヘゲモニーによる国際的帝国主義支配秩序の再編と、これに伴う我が国政治支配秩序の再編が、一層急速に進められている。しかも、わたしたちにとって深刻なことは、こうした我が国人民にとっての重大な政治的意志決定と政治選択の転換点とも言うべき時期に、大衆的政治行動による支配階級に対する政治的争点の明確化と、これへの政治的動員を実現することができないことにある。

社会的、経済的矛盾が解消された訳ではない。確かに我が国社会の限りでは、物質的欠乏や、貧困のもたらす悲惨な後景に退いたが、それに変わって戦後市民社会の激しい変動と社会的紐帯の軋みの結果、経済、社会の精神的倫理的荒廃がかつてなく深刻なものとなっている。これらの社会的対立と亀裂の深まりが、激しい政治的破局を準備しているはずがない。

既に新自由主義の旗幟を掲げた資本攻勢の行き着く先は見え始めた。他方、四〇・六%の低投票率記録を更新し、自民党・共産党・公明党のクソ・リアリズムの勝利を確認することとなった七月六日の

沖縄人民の自立解放闘争に連帯する持続的活動を

沖縄人民の自立解放闘争の現状の詳細については別稿を参照していただくこととして、ここではこれへの持続的な連帯活動の意義について確認することとする。それは日本帝国主义国家の解体、日本帝国主义国家権力の打倒の第一歩であり、また同時に日米安保体制を突破する東アジア人民連帯秩序への第一歩でもある。

この間の沖縄人民の基地撤去の要求の高まりと県行政による交渉活動にもかかわらず、日本政府による差別支配、軍事的属領化の構造は変わっていない。のみならず97新ガイドライン、安保条約の実質的改定強化は、沖縄人民に対する軍事的属領化の重圧を一層強めるものに外ならない。だから沖縄人民の自立解放闘争

への連帯活動もまた持続され強められなければならない。そのための具体的な課題は、第一に県取用委員会による公開審理を舞台とする反戦地主の訴えと闘いへの広範な結集と支持連帯の活動を行うことである。第二にキャンペーン・シュワブ沖を予定地とする普天間基地移転に伴う代替ヘリポート建設を初めとする基地の内移設を阻止する闘いへの支持連帯活動である。第三にこうした軍事基地撤去の闘いへ

97新ガイドライン―有事立法攻撃と闘おう！

さる六月七日（日本時間八日）、日米両政府は「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直し中間取りまとめ」を決定公表した。これを巡る作業はさらに続けられ九月下旬の日米

の公海及びその上空で行われ
る後方支援が、憲法に抵触す
るグリーンゾーンと指摘されて
いる。もちろんグリーンゾーン
等ではなく、前方／後方、主
力／支援の違いこそあれ、米
軍と自衛隊との共同軍事行動
であり明白な集団的自衛権の
行使に相当する。

だが新ガイドラインの問題
はこれに止まるものではない。
「中間とりまとめ」の文面
は平時、戦時を問わず「日米
両国政府間の調整メカニズム
の運用」という文言が頻出す
る。これは現行の日米安保協
定の延長上にあるものを指すの
か、それとも日米軍の統一司
令部を指すのか、いまだ明確
ではないが、いずれにせよ日
米共同軍事指揮機能の強化が
目指されていることは疑い
ない。

さらに本文において「日米
両国政府が、おのおのの判断
に従い、このような努力の結
果を各々の具体的な政策や措
置に適切な形で反映すること
が期待される」と明言するこ
とによって、新ガイドライン

の実体化に伴う、①自衛隊法
の改悪、②有事新「日米物品役
務相互提供協定（ACSA）」
制定、③新ガイドライン関連
有事立法など一連の有事法制
の制定攻撃が、今秋期から次
期通常国会（九八年一月）に
かけて準備されている。これ
は直ちに国家緊急権の発動に
よる自衛隊の戦闘行動への投
入を意味し、また今日の戦争

の性格からして広範な国民に
対する戦争動員を意味してい
る。「3 周辺事態における
協力」の（2）の「(ホ)米軍
の活動に対する日本の支援」
の「①施設の使用」の項目に
は「米軍による自衛隊施設及
び民間空港・港湾の一次的使
用を確保する。」という一節
がある。また同じく「②後方
地域支援」の項目では「日本

は、中央政府及び地方公共団
体の有する権限及び能力並び
に民間が有する能力を適切に
活用する。」としている。
ここからして我が国公共施
設、民間施設と労働者、とり
わけ交通・運輸・港湾に従事
する民間労働者と、公務員労
働者に対する戦争動員がはっ
きり目的にされていること
を見逃してはならない。

に止まった。
事実七月にはいつて、東ア
ジア情勢は政治的緊迫感を強
めてきた。
中国への香港返還はイギリ
ス植民地支配の歴史の終焉を
印象づけたが、同時に香港民
主派と中国政府さらに中国と
台湾との緊張を高めている。
北朝鮮では七月八日キム・
ジョンイルが三年間の服喪期
間明けとチュチェ紀元の制定
を発表し、実質的な政権継承
を宣言した。今後、党総書記、
国家主席への就任が順次日程
化されることが予測されてい
るが、食糧不足と経済危機の
中でその進路は依然として不
透明である。大統領選挙を控
えた韓国の政治状況と併せて
注目して行きたい。

安保条約の実質的改定—米日帝国主義に抗する 東アジア・環太平洋圏人民連帯秩序の実現へ

さる六月二〇日から二二日
にかけて行われた第三回主
要国首脳会議（デンバー・サ
ミット）はこれにあらたにロ
シアが加盟したこと（G7か
らG8へ）を除けば何ひとつ
新味のない内容に終始した。

米帝国主義にあっては景気
の上昇の結果として失業率は
若干改善されたものの、資産
格差の拡大による中間層の衰
弱と社会の分裂、不安定化の
状況が依然として続いている。
また財政赤字・貿易赤字の双

子の赤字も若干は改善された
ものの、その構造が解決され
た訳ではない。景気過熱と資
金集中は、世界的規模で経済
破綻を招かざるをえない。
他方ヨーロッパでは新自由
主義政策の行き詰まりが社会
民主主義勢力の復調をもたら
している。九六年四月のイタ
リア左翼民主党を初めとする
中道左派ブロック「オリーブ
の木」の勝利、九七年五月一
日イギリス総選挙での労働党
の圧勝、六月二日フランス総

選挙での社会党の勝利。これ
らを従来の社会民主主義と同
列に扱うことは必ずしも適当
ではないが、この間の新自由
主義政策への人々の判断が示
されたことは確かだろう。
また日本においては政治と
経済の低迷が依然として基調
をなしていること。こうした
状況で景気のようなシナリオが
描けるはずもない。わずかに
カンボジア、北朝鮮、ボスニ
アなどの政治的不安定地域へ
の対症的方策を提言したこと

東南アジア諸国の政治情勢
もまた極めて不安定である。
七月五日カンボジアではポ
ル・ポト派の消滅を機に、フ
ン・セン第二首相派の軍事クーデ
タ、武力追放が行われた。ピ
ルマでは、軍事政権による民

湾など冷戦期の民族分断国家
を残す東アジア・環太平洋地
域にあってはこれが地域的不
安定要因になっていることを
示している。だが逆にいえば、
世界的覇権国家としての米

ここにこそ東アジア・環太平
洋圏人民連帯秩序の条件と可
能性がある。
帝国主義の支配介入を排除し、

地域的覇権国家による周辺諸
民族抑圧を許さない各国民族
人民の自己決定権の確立、政
治的自立のうえにそれは展望
される。

帝国主義国家権力の政治再編に抗する 共産主義的政治へゲモノーを実現しよう

六月一八日に閉会した第一
四〇通常国会は、初めての小
選挙区制度によって選出され
た衆議院による審議が注目さ
れたが、軍用地特措法改悪を
初めとして、医療保険制度改
悪、臓器移植法など重要法案

を、十分な審議を尽くすこと
もなく次々と通過させる結果
に終わった。トコロテンと言
われてもし方のない我が国政
の現状は共産党を除く総与党
状況にその理由がある。その
共産党にしても我が国帝国主
義の忠実な反対派としての国
益擁護派である事にはかわり
ない。自民党—社会党体制に
象徴される戦後政治過程にお
ける保守構造の解体の後に現
れたのは、総与党、国益翼賛
体制であった。その翼賛の仕
方を巡って明確な理念や路線
政治展望の違いもなく、その
時々の党利党略によって離合
集散を繰り返すことによって
既成議会主義政党は一層液状
化を深めることになる。

これから新ガイドライン、
有事立法の国会審議が始まる
に連れて、また来年の参議院
選挙が近づくに連れて再度の
政党再編が行われるだろうが、
ここに政治決定の核心はない。
橋本政権が掲げる、行政改革、
経済構造改革、金融システム
改革、社会保障構造改革、財
政構造改革、教育改革の「六
大改革」に加えて実質的安保
改定に向けて我が国政治過程
は走り出している。これに対
して無力なあれこれの改良的
代案を対置するのではなく、
正面から我が国国家の解体、
国家権力の打倒を呼びかけ、
これによって我が国政治社会
の根本的変革を訴えるのが
我々の立場である。

職場、地域から大衆的な規
模で新ガイドライン粉碎、有
事立法阻止に向けた政治的直
接行動を形成することが必要
である。これによって日米安
保体制を揺るがすとき沖繩人
民の自立解放闘争との連帯も
具体的なものになる。この闘
いの中で我々の政治路線も形
作られ、今日の共産主義運動
の主体形成も促される。
有事立法による労働者人民
に対する戦争動員を粉碎し、
被抑圧民族・人民、被差別大
衆の日本帝国主義との闘いに
呼応する、大衆的な政治的直
接行動を準備しなければなら
ない。全力を挙げて今秋期反
安保闘争の高揚を準備しよう。
共に闘おう。

【追記】七月二二日、橋本首
相は、「カンボジア邦人救出」
を名目として自衛隊機を、タ
イのウタパオ海軍基地に派遣
した。これは去る九四年に改
悪された自衛隊法一〇〇条の
八を「理由」とするものだが、
法の拡大解釈に基づき、海外
出兵の実績とし、有事体制づ
くりの突破口とするもので絶
対に許すことはできない。

97新ガイドラインのポイント

- (1) 平時
 - 1 国連平和維持活動（PKO）での相互協力
 - 2 両国の調整メカニズムの構築
- (2) 日本有事
 - 1 「共同作戦計画」を引き続き検討
 - 2 日本が侵略を排除し、米国が適切に協力
- (3) 日本周辺有事
 - 1 「相互協力計画」を共同で検討
 - 2 人道的活動、捜索・救難、経済制裁の実効性確保、米軍による施設使用と日本の後方支援、運用面の6分野で協力
 - 3 協力の検討項目は計40。経済制裁のための船舶の検査、民間の港湾・空港の使用、物資の提供、米艦船・航空機への武器・弾薬を含む物資の輸送、燃料補給、傷病者の治療、日本領域と周辺公海上の機雷除去など
 - 4 後方支援は主として日本領域内、戦闘行動が行われている地域とは一線を画す日本周辺の公海、その上空で行われることもある

沖繩報告 第五回 公開審理

特措法改悪攻撃にひるむことない反戦地主と固く連帯し 辺野古ヘリポート―海上軍事基地建設攻撃をはね返そう

七月三日、宜野湾市民会館

で沖縄県収用委員会の第五回公開審理が開かれた。

明らかにされた

伊江島の歴史と現在

冒頭、代理人の篠原弁護士がスライドを使って伊江島と補助飛行場の概況を説明した後、九人の反戦地主が次々と立て、米軍による「銃剣とブルドーザー」による暴力的な土地強奪との闘い、反戦地主としての自らの体験と思いを切々と語った。浦崎直良さんは「軍用地料は人間の心をむしばむ。村の軍用地料は八億六千二百万円で農林水産業、村民所得等を含めた村収入全体の一〇％にすぎない。軍用地料がないからと言って村が沈没するわけではない」と指摘し、基地収入に依存しない島経済の振興の必要を強調し

た。続いて親子で反戦地主として闘い続けている平安山一家は「家も土地も取られ、食べ物もなく、糸満から国頭まで島の現状を訴える『こじき行進』をして命を繋いだ」と当時を振り返り、「これからも戦争のための土地は一坪たりとも売らないという信念を子や孫たちにも伝えたい」と語った。息子の良尚さんは「両親とミサイル撤去運動で米軍基地に座込んだ時、米軍ヘリから砂利や小石がばらばら落ちてきて顔に当たった。その痛さが忘れられず、反戦地主になった」と声を詰まらせながら「戦争は終わってはいない。安保が廃棄されるまで土地契約は拒否する」と述べた。母親のシズさんは「三〇〇人の米兵がやってきて、土足で家

の中に入って荷物も人間もトラックに積み込み、家に火を付けるのを見た。食べるものも着るものもない生活で、米軍の落とした弾を拾って命を繋いだ。子供をおぶって弾を落とすジェット機目掛けて走っていく。爆音に恐怖して子供は泣き、自分も泣いた。パラシュートで米軍が降りて来て子供が怪我をしたこともある。なぜこんな苦しみも味合わねばならないのかと思っ」と語った。娘の長嶺良美さんは「いとこの兄が流れ弾で死んで、とても怖かった。弟が二歳の頃、パラシュートが覆い被さってきて大変な目に遭った」と陳述、「土地は軍用地ではなく子供達に無農薬野菜でも作るために使いたい」と訴えた。

「阿波根昌鴻さんと二〇年以上行動を共にしてきた」という謝花悦子さんは「四歳で発病したとき、島の医者が軍に徴用されていなかったために治療できず、不自由な体になった」と松葉杖で身体を支えながら訴えかけ、「戦争は弱いものを邪魔者にして先に殺す。過ちを再び繰り返さないでほしい。基地に注がれる金を平和のために使ってほしい」と切々と陳述した。九人の伊江島反戦地主からの陳述の後、最後に九四歳になる阿波根昌鴻さんが大ホールのスクリーンに映し出された映像で語りかけた。

武器のない社会をめざし ―阿波根昌鴻さん

「完全武装した米兵三百人が上陸し、『ここは米軍が血を流して闘い取った土地だ』と立ち退きを求めて来た。これに反対した農民は逮捕されて嘉手納の刑務所にぶち込まれた。そして家を壊され、米軍の古い天幕に押し込まれ、おばあさんたちは『雨降ればあちこちから漏れ、太陽が照れば暑い。水は泥水を飲む。この苦しみをだれが知ってくれるであろうか?』と歌った。天幕から出た我々は沖縄各地を行進して土地強奪の不当性を訴えた」と伊江島の土地闘争の歴史を振り返り、「一日も早く土地を返してもらい(戦前完成直前まで)いて戦争で中断した)デンマーク式農民学校を実現したい。大事な命を守るために、土地を守り、武器のない社会をめざして共に頑張りましょう」と力強く訴えた。

実質審理に踏み込む 日米両政府への怒り

今回の審理の特徴は、強制会に対し七月七日期限の弁明書提出を求めたスピード通知を発したのも、国家権力の焦りの現れと言えよう。収用委員会は期限の延期願いを出すと共に七月下旬に施設局への再反論となる弁明書提出する事を明らかにしている。「安保論争」「憲法論争」から始まった反戦地主を先頭にした公開審理闘争は、「土地強奪の連続」としての収用委員会の場を、国家権力の不法・不当を具体的に暴き出す場へと転換させ、日米両帝国主義と沖縄人民の「土地を巡る攻防」を前面に浮かび上がらせ、そのような闘いへと確実に前進しつつある。

現在、八月下旬にも予定されていた立ち入り調査を巡り、収用委員会と地主側との調整が続いている。現地のマスコミ報道によれば「年内結審は微妙」と言われ、「判決の越年は確実」(琉球新報)とさ

使用手続きや日米安保、特措法の違憲論争を中心に展開されて来たこれまでの公開審理から、伊江島補助飛行場の個別施設の集中審理に入った事。米軍による土地強奪の歴史を証言する事で、米軍による不法強奪を前提にした総理大臣の使用認定そのものが違法であり、収用委員会が国の裁決申請を却下できることを主張

は「涙でハンカチがびしょびしょになった。この涙は日米両政府に対する怒りと伊江の人々が五〇年間生き抜いてきたことへの感動だ」と述べ、池原秀明事務局長は「五〇年間の積年の思いが一気に噴き出したと思う。闘いが若い世代に受け継がれ、凄く闘いが伊江島の中に続いている。」と話した(琉球新報)。

名護市の住民投票を成功させよう! 海上ヘリポート― 軍事基地建設を許すな!

代替ヘリポート建設問題とは、実際のところ普天間基地返還のポーズによって、大田県政を抱き込む一方、老朽化した基地改修の代わりに新たに最新鋭の海上軍事基地を建設するという他にない。こうした欺瞞的策動に対して、当然にも沖縄現地で

は怒りの声が高まり、建設予定地と目されている名護市で六月六日「名護市民投票推進協議会」が結成され、九月条例化・年内投票を目指し、署名活動を開始した。

「連絡先」ヘリポートいらぬ名護市民の会(090・556・3663)が結成され、九月条例化・年内投票を目指し、署名活動を開始した。



次回は八月二日午後二時、豊見城村中央公民館で予定されている。

次回は八月二日午後二時、豊見城村中央公民館で予定されている。

次回は八月二日午後二時、豊見城村中央公民館で予定されている。

沖縄の自立解放闘争に連帯し、日本帝国主義打倒・日帝国家解体を!!

連帯を求めるとささやかな実践のために

さる五月一四・一五日の二日間にわたって、軍用地強制使用期限切れに伴う用地明け渡し、基地撤去を求める多彩な沖縄現地での取り組みと平行して、『日本復帰・日本再併合』二五周年 沖縄独立の可能性をめぐる激論会』が、那覇市民会館で行われた。主催者は喜納昌吉さん、川満信一さんなどを呼びかけ人とする同実行委。参加者は一日目四〇〇人程度、二日目四五〇人程度。

私はこの集会の開催を知った時点から強く関心を引かれたので両日共に参加し、興味深く討論を拝聴した。私の見た限りでは沖縄の人々の参加を中心として、熱心で真摯な（沖縄独立）をめぐる議論が交わされたように思う。その後同実行委は『二一世紀構想研究会』に改組され、討論の記録は出版のための作業が行われていると言っている。だから詳細についてはその書籍の刊行を待っていたといたして、ここでは私の見聞した限りでの『激論会』の様子を簡略にレポートする。いうまでもなく発言その他の要約の責任は私にある。また併せて、これにかかわって行われている議論についても紹介し、私見を述べさせていただくこととする。

畑 中文治

『沖縄独立の可能性をめぐる激論会』 REPORT

まず主催者側から、川満信一さんが挨拶に立った。「沖縄独立の問題を考えて三〇年になろうとしている。独立というより自立の精神を鍛えたい。基地問題を巡って一国二制度など独立を論じる機が熟して来た。ここで自立の方法に至るまで結論を出すのは無理だが、討論を積み重ねて行きたい。」

第一部

【第一部】 「経済から見た沖縄独立」

宮城弘岩（株）沖縄県物産公社代表取締役専

成している。それは経済的な意味しかもたない。国民国家・国民経済ではなく地域が経済の単位としてパワーをもつ時代。沖縄も台湾などアジアとのネットワークで経済的に自立する方向がある。

富川盛武（沖縄国際大学教授）…独立論が高まった背景には、マイノリティの意見が本土政府によって抹殺され不利益が押し付けられたという経過と、経済的自由、規制緩和が経済発展を可能にするという考え方があつた。独立、自立は経済だけでなく文化、精神面からの検討が必要。スモールイズビューティフルという価値観を作れるか。九七年の調査で八七%が復帰してよかったと答えている。荒っぽく言って四四%の補助金、雇用の五四%の落ち込みがあつても文化で持ちこたえられるか。アジアのダイナミズムを生かすためには一国的な発想ではだめ。マルチナショナルな世界で沖縄の力が発揮できる。

比嘉実（元法政大学沖縄文化研究所所長）

…浦添市長選に保守の立場から出たが、この討論会に出るに当たって多くの支持者から「独立論者か」と聞かれた。古琉球時代から近世、近代の中国、日本との沖縄の歴史的位置を考える必要がある。戦後、本土が経済大国にのし上がって行ったのに対して沖縄はドル一二〇円という円高レートを設定されて、第三次産業中心の経済を余儀なくされた。いままでマイナスイメージでとらえられてきた「日本の中の異国であること」を逆手にとる。

て、今度は沖縄から一国二制度というようなものをうちだし経済的に沖縄の自立を求めているかどうか。

高良勉さんが、「私の独立運動はまず精神文化の独立、次に経済的な独立、最後に政治的な決着をつけるというものです。一人一人が独立宣言をしてそれが連合体を作れば良い」と語り、詩の朗読を行う。

【第二部】

激論会

冒頭、司会の辛淑玉さん（人材育成コンサルタント）が独立のイメージについて会場に質問。①独立＝自立。②独立＝孤立。③独立＝その他。④が八割程度、②が少数、③が一割程度。

討論では、経済から独立を説くのではない。我々が独立というときそれは革命だ。武力によるのではなく、思想、文化、精神による革命。まず独立をやると決めてから政治、経済を考える、という意見に止めをさした感じ。他には安里英子さんの、「ヤマトに対する逆差別とか怨念という問題は思想的には乗り越えられている。そんなことでは自立に向かつて前進できない。精神的には既に独立している。わたしたちには世界に発信するべき素晴

らしい精神文化がある」という意見、高里鈴代さんの、「一昨年の十一月、女性たちが少女に対する事件のために県庁前で座り込みをしていたとき、ケベックの独立のための投票があり、大変気になった。自立を望む理由には軍隊の問題がある。安全であるはずの場所に危険、恐怖がある。それは基地があるから基地の島でなくなるなら日本に止まっても良い。人の尊厳と安全が守られる沖縄を作るために自立を考える。経済はその後について来る」という意見が目立つ。

また元復帰協幹部から、「この集会の趣旨は全く理解できない。独立とはどういう意味か」という疑義が出され、これに新川明さんが、「復帰運動を長くやって来た人は、その結果が無意味であつたとは認めない。この復帰は沖縄の幸せにとって何だったのか。沖縄人の尊厳と誇りを語るべきとき、日本国憲法に則って日本政府を糾弾するのはおかしい。確かに九条はあるが第一条は天皇条項だ。ウチナンチュとしてそれは認められない。食うことができ初めて文化や自立が語れるという発想は逆だ。一〇数年前仲宗根勇君がまとめた「琉球共和国憲法草案」などがある。いま新たに琉球憲法草案を打ち立てる必要がある。理念は後からついて来る。簡潔なものでよい。あの苛酷な沖縄戦で餓死した人はいない。どんなことをしても食べては行ける。あと何年でいいのでなく、一〇年後に生まれて来る子供のために最低二五年は必要です」と答える。

五月二十五日

て討論が締めくくられた。

最後に喜納昌吉さんのミニライブ。「僕は

食べなくなるなんて心配はしない。僕が音楽をするのは食うためじゃありません。豊かに

生きるためです。食うために生きてくはない。』『少女の涙』を唄った。

【第一部】

「沖繩を取り巻く地域からの発言」

まず徐勝さんが台湾の陳明忠（ツェン・ミンツォン）さんを紹介。陳さんは「沖繩はもととは独立国だったのだから、『日本復帰』というのをおかしい。沖繩は日本に併合された。逆に台湾は中国から分断された。だから沖繩の独立運動と台湾の独立運動と同じという認識には誤解がある。中国との統一運動が沖繩の独立運動と反帝国主義、反植民地主義という点で同質。また台湾の歴史にも誤解がある。二・二八に台湾民主連軍の突撃隊長として参加したが、これに関係したのは独立派ではなく、統一左派。新民主主義革命を目指した。米国には国内法として台湾関係法がある。これは新植民地主義。独立派は台湾の民主化に貢献した。しかし最も大きな犠牲を払ったのは統一左派だ」と訴えた。

次に高良勉さんが徐勝（ソ・スン）さんを紹介。ここで徐勝さんと台湾の林書揚（リン・スーヤン）さんを中心に、国際シンポジウム「東アジアの冷戦と国家テロリズム」が組織され第一回が台北で本年二月に行われ、来年第二回シンポジウムが韓国済州島で予定されていることを説明。徐勝さんは「特措法の成立を見て、朝鮮の『恨（ハン）』という言葉を思った。沖繩にも『恨』が生まれているのでは。ポードレスの時代と言われるがアジアの未来は楽観できない。日本人はその経済力のために貧しいアジアの人々のこの苦難を理解できない。この幻想は危険なイデオロギー。アジアの対立と分裂は四五年の日帝の敗北によって清算の機会を得たが、アメリカの東アジア戦略の展開によってそれを逸した。蒋介石の敗北によって、日本がアメリカのパートナーになった。日本は東アジアの過去の歴史の清算の機会を失った。冷戦時代の終焉後もアメリカは東アジアのヘゲモニーを維持しようとしている。安保再定義は明治以来の日本・アジア関係の再確認になった。その清算が問題であり、その要に沖繩がある。沖繩が日本につくのかアジアにつくのかが問われている」と極めてシビアに語った。

次にチカupp美恵子さん（アイヌ文様刺繍家）。八四年の被差別少数者会議以来の交流を高良さんが紹介。とりわけ北海道旧土人保護法の廃止の話題を提起。チカuppさんは「これだけアイヌ・モシリから沖繩までの南北の差があるのになぜ日本なのか。アイヌ民族は先住民族として差別されて来た。沖繩との違いは少数者にされてしまった点。喜納昌吉、高良勉は先住民族としてアイヌとの交流を求めて来た先駆的な友人。しかし人類館事件が示すような断絶もある。しかし九五年の悲しい事件以来、ウチナンチュのアイヌ民族への積極的なアプローチがある。これを肯定的に見ていいのか。日本、アジア、世界のマイノリティとしての覚悟が必要。ウルムユールとアイヌ・モシリとの同一性、大地と共に生きる文化を共有する。アイヌ、沖繩、朝鮮の共通性を大事にする」と語った。

奄美からは徳田虎雄さん（徳洲会理事長）が語った。「奄美・徳之島は沖繩と薩摩、日本と米国の支配の中で翻弄された。命より大切なのはプライドだ。今沖繩の人にプライドがあるか。特措法が九〇％で決定されたことを許せない。鹿児島の人を見返すために病院を作っている。農村、離島、発展途上国、弱者のために闘いたい。沖繩の人が根性がなかったから奄美は切り売りされた。沖繩の人が独立したいと思えば何とでもやりようはある。」

「沖繩独立の可能性をめぐる激論会」REPORT

ここで司会が前日に参加した障害者男性のメッセージを紹介した。「昨日の発言の中にウチナンチュは他者を差別しないというのがあったがそうだろうか。ヤマトより沖繩の障害者の状況は厳しい。沖繩の独立を求める気持ちは障害者の自立の要求に等しく、沖繩の共同性が実現すれば障害者の社会的不利益は解消すると確信している。」

日本から國弘正雄さん（英国エジンバラ大学特任客員講師）が発言したが、自らそもそも発言する資格がないとしているので特に紹介する必要はない。

その後、川満信一さんが詩を朗読する。

【第二部】

激論会

「沖繩独立」にかかわる幾つかの論点について

この「激論会」とは別にFMチャンネルでも独立論を取り上げた。そこで照屋林助は冒頭「日本こそ独立すべき」と語ったというが、これは半面の真実である。その意味合いを考えることは我々にとって重要である。

その後この「激論会」およびこれにかかわる「独立論」に関連して、新崎盛暉さんによ

まず喜納昌吉さんが魂のうえでは私たちは少数派ではないと語り、謝花昇の唄を唄う。次に平和運動にかかわるステファニー・フレイザーさんを紹介しながら、司会の大城龍昭さん（沖繩平和環境ネットワーク）が発言。パラオ、フィリピン、東チモールの反基地、独立運動を紹介しながら沖繩の人々自身の決起を訴えるが、ややエキセントリック。ステファニーさんの発言は米軍人の子弟として嘉手納基地に滞在した経験に踏まえ基地撤去を訴えた。その後討論にはより多数の人々の率直な意見交換が行われた。金城朝夫さんは沖繩青年同盟の活動を振り返りながら、新左翼運動の無理解、沖繩社会の複雑性、八重山の固有性などを解く自らの実践から訴えた。照屋みどりさんは平和な島を取り戻すための東京の独立研究会の活動を紹介した。海外からの多数のメッセージの紹介の後、真喜志好

一さんは琉球国・建設親方を名乗り、独立を宣言していることを自己紹介し、独立の第一歩として海上ヘリポート計画をつぶす提言を行った。金城一雄さんは尖閣列島の領有問題について質問したが、徐勝さんはこれに関連して日本の国民国家への帰属ではなく従ってこれとの差別的解消を求めるのではなく、アジアの一員として行動してほしいとの発言があった。徳元里美さんは沖繩の自立は沖繩と日本を切り離すのではなく、沖繩らしさを変えさせないために沖繩の人がもっと沖繩を知ること誇りに思うことが大事。経済とかの難しい分野だけでなく、楽しい分野からの沖繩のよさから自立を考えることが大事と訴えた。まとめとして川満さんが自立、独立の小さな芽がガジュマルの樹のように、ガウディの建築のように育つように長い射程で考えたいとのべた。

る「沖繩独立論の虚実」「居酒屋談議の域出ず」（『沖繩タイムス』五月三〇日朝刊）という批判的な評論が公表された。これとほぼ同趣旨の文書は『週刊金曜日』一七五号に「『独立』は現状打開の有効な手段になりうるか」と題して掲載されている。これに対し高良勉さんが「『居酒屋独立論』を糾す」

新崎盛暉氏への反論」（『沖繩タイムス』七月一日朝刊）を書き、さらにこれに添えて「自立・独立論者たちの怠慢」「居酒屋独立論」への補足」（『沖繩タイムス』七月一日朝刊）が新崎さんによって書かれた。（新崎さんのこの種の論調は『世界』九七年六月号に掲載された「沖繩の転機、日本の転機」に

「沖繩独立の可能性をめぐる激論会」REPORT

も示されている。(わたしとしてはこうした沖繩の人々の間で討論が思想的政治的に深められ、実りあるものとなることを願って止まない。また沖繩人民の自立解放闘争に連帯するわたしたちの主張も、この議論と無縁ではない。そこで新崎さんの批判を検討する事を通じてわたしたちの沖繩闘争についての理解を深める機会としたい。

新崎さんの論点は二つある。一つは日本人が「沖繩独立」を語る際のその立場性の問題。もう一つは今日の沖繩社会における「自立・独立論」の語られ方の問題。まず前者から。

「沖繩独立」を語る際の その立場性について

新崎さんは『週刊金曜日』四月一八日号表紙の、「自身と編集部とのやり取りにもかかわらず」「また繰り返し返される『琉球処分』に『独立宣言』のススメ」という文言が残されたことを取り上げて次のように言う。

「ヤマトンチューの立場から沖繩独立宣言をススメることは、『沖繩との連帯』を強調する以上に重大な責任を負うことになる、という自覚がらいはもっておいてもらいたいものだ。」(『タイムス』五/三〇) また別の論文では次のように言う。「安保翼賛体制を成立させ、支えている日本人としての責任を問い返すことなく、沖繩独立宣言のススメを説く人々たちにも、鼻持ちならないものを感じ

る。自らの主体的責任を自覚していないという点では、『沖繩の心を踏まえて』などとしらばらしい言葉を口にする政治家とさしたる差はない。」(『世界』九七年六月号) こうした指摘はわたしたちの立場をも鋭く問いただす。わたしたちは特措法改悪に際して次のように述べた。「沖繩人民の自立解放闘争に連帯することは、わたしたち自身がこの日本帝国主義を打倒し、日本帝国主義国家を解体する闘いでなければならぬ。これなくして沖繩人民にたいする差別、軍事属領化、国内植民地支配の根源を断つことはできない。」

このわたしたちの主張の根拠は次のようにレーニンがマルクスを祖述した事柄に一致する。「イギリスの労働者階級は、アイルランドを放棄しないうちにはけつしてなにごともしとげえないだろう。：イギリスにおいてイギリス反動の根源は：アイルランドの隷属化にある。」(『民族自決権について』) この事を明確にしたうえで、我々は沖繩人民に日本国家・国法への幻想を捨て現実的な自立の道へ進むことを呼びかける。

「自立・独立論」の語られ方 沖繩社会における

後者の論点に移ろう。これについては沖繩の人々の間で議論が現実的で実りあるものになることを願うというのがわたしたちの基本的な立場である。しかし「八一年段階と九

五年段階で、まったく同じような議論が行われているとするならば、それは自立・独立論者たちの怠慢を物語るものではないのか」という指摘については、少し検討しておきたい。確かにわたしたちも激論会の会場で配布された資料に「沖繩自立への挑戦」に収録された「特別構想」と二つの憲法私(試)案があるのに気付いたとき、「この一五年余は何だったのか」と思わなかった訳ではない。もちろん私自身は自立論について積極的な提言をして来た訳でも、沖繩人民の闘いに貢献して来た訳でもなく、自立論に注目しこれを支持し、またささやかな支援活動を行って来たことに止まるのであって、あれこれ批判がましいことは言える立場ではない。沖繩の自立解放闘争をなす政治的主体の登場に期待するという気分の域を出るものではなかった。だが激論会でのやり取りを聞き、その後それを反芻するうちに、少し違った感想をもつようになった。

一つは激論会でも強調されていたと思うのだが独立論の文化的精神的側面のもつ意味について、論者の主張通りに正面から受け止めるべきではないかと思いついたことである。例えばアミルカル・カブラルは次ぎのように言う。「外国支配から自らを解放しようとする人民が、文化的に解放されるためには、劣等感を断ち切り、抑圧者の文化をはじめとする諸文化のもたらす積極的側面の重要性を過小評価することなく、その環境の生きた現実

「独立だ」と悲憤こう慨して怪気炎をあげながら、酔いが醒めれば、高率補助に首までどっぷりつかった日常生活にいと簡単に舞い戻ってしまう状態を指す」とするが、一杯飲むかどうかは別として、沖繩に暮らす人々の中で、高率補助と無縁な生活をする人が果たしてどれだけのいるのだろうか? 私たちにとっては沖繩の軍事的属領化のうえにたち、帝国主義の超過利潤に浸った生活ということになるのだが、その否定のためにこそ私たちのさまざまな議論も、連帯を求めるささやかな実践もある。

に育まれ、外国文化へのいかなる隷属も否定し、有害な影響をも否定する固有の文化的源流に遵行する必要があるのだ。」(『アフリカ革命と文化』)

もうひとつ、固有の自立政党への期待は抱き続けるものの、この一五年間、とりわけ九〇年以降の大田県政の果たして来た役割について考えることである。我々は以前に県庁行政の性格を検討することの必要性をポピュリズムを想起して提起した。自立のための政党と政策の不在は、地方政府としての県庁によるその役割の吸収の効果を考慮して説明され

るべきかもしれない。もちろん行政が政党を代補することは望ましいことではない。だが大田県政の下で、近代的な政党モデルを想定し、なおかつ沖繩自立を掲げる地域政党を直截に望むのは逆に非現実的かもしれない。自立に向かう事実上の広範な人民運動を構想すること、ここに既存政党をも巻き込み、これを長期にわたって準備することが遠回りでも現実的な道であるように思えた。

最後に一言。新崎さんは「現在の独立論的雰囲気」をさして「居酒屋独立論」といい、「一杯飲んでいるときは、『もうこうなれば

組織犯罪対策法 盗聴法に反対する 八・二三集会(仮称)

日時：八月二三日(土)
午後六時より
会場：渋谷勤労福祉会館

「連絡先」反天連 ☎ 〇三・三六・三三〇〇
「危機管理に関する法整備や、ガイドライン見直しとそれに伴う有事体制づくりの一環としての治安立法という側面がにわかに浮上してきていることにも注目する必要があります。」(呼びかけ文より)

五月二三日 日弁連総会決議

「組織的な犯罪に対処するための刑事法」に関する決議

現在、法制審議会刑事法部会は、法務大臣の諮問を受け「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要項骨子」の策定を審議中である。

(中略)

一、「一定の組織的な犯罪の刑の加重」は、構成要件に記載されている「団体」「組織」等の定義が「義的でない」うえ、その目的・性格に限定がないため、どのような団体、グループも含まれてしまうなど、構成要件が明確でない。また、個人と団体との係りから刑を加重する理由も明確でなく、個人責任

の原則上問題がある。

二、「犯罪収益等による事業経営の支配等の処罰・没収・追徴の拡大・没収手続」には、前提犯罪に放火、窃盗等の組織犯罪と係りの深くない犯罪が多く含まれ、犯罪収益等を運用して事業経営への支配・干渉をすることを犯罪とするなど、麻薬特例法以上に処罰範囲を拡大している。また、判決前の没収保全手続を認めている点で無罪推定の原則に抵触する。

三、「令状による通信の傍受」は対象犯罪が組織犯罪に限られておらず、別件の傍受・逆探知を容認している。また、将来発生する犯罪へ捜査を広げ、令状に記載される通信内容の特定が不十分であり、

補充制の要件も緩やかである。さらに、事後救済措置にも問題があるなど憲法三一条、三五条の要件を満たしているとはいえない。そのうえ、令状請求権者及び令状発布裁判官の限定が不十分であり、無令状で通信傍受をした公務員への厳しい対応がなく、通信傍受の国会報告などの国民の監視システムが欠けている等問題が多い。

四、「証人等の保護」は、弁護人に証人等を保護するための安全配慮を一方的に求め、被告人、弁護人の尋問の制限を認めるものであり、刑事訴訟法の当事者主義構造に問題を生じ、弁護人の弁護権、被告人の防禦権・証人審問権の侵害になる。(後略)

アイヌ文化振興法制定される

先住民族アイヌ民族の尊厳を回復し権利を取り戻すために

五月八日、衆院本会議で「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立した。

アイヌ民族の、民族の尊厳と権利の回復を求めるねばり強い闘いは一九八四年、北海道ウタリ協会総会で「アイヌ民族に関する法律（案）」（いわゆるアイヌ新法）を採択して以降、一九九三年、国連先住民族年を契機に急速に強まり、政府をして「ウタリ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置させるに至った。

一八七八年、明治政府・開拓使はアイヌを「旧土人」と呼称することを正式に決定し、一八九八年に「北海道旧土人保護法」を制定。こうしてアイヌに対する差別と同化政策（緩慢な絶滅政策）が近代日

本を形成してきた。中曽根発言（一九八六年の「単一民族発言」）はこの国の今も変わらぬ為政者の姿勢でもある。「有識者懇談会」よりも後退し、二風谷ダム判決の水準にも達しない「新法」（アイヌ文化振興法）は、「和人」による侵略と差別・迫害の歴史に全く触れず、謝罪も反省もないまま「旧土人保護法」を廃止し、「先住性」という誰も否定し得ない文言すら盛り込まず、申し訳に「民族の誇り」なるものをつけ加え、アイヌ民族の侵しがたい権利である「先住権」を抹殺しようという意図に満ちたものであることは論を待たない。

今回のアイヌ文化振興法は、アイヌ民族として初めて国会議員となった菅野茂・参院議員が「アイヌと和人の歴史的

和解の第一歩だ」（朝日5/9）と語りざるをえなかったが、これで「アイヌ問題は終わった」とする政府の幕引きを許さず、「アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥すべき歴史の所産」（ウタリ協会が決定したアイヌ新法案）との観点を踏まえ、先住民族アイヌの尊厳と権利を取り戻す闘いを、更に推し進めること、そのためにアイヌ民族の先住権・民族自決権を断固として支持し連帯する我々「和人」の闘いが求められている。

「参考文献」『アイヌ文化振興法』だけでいいのか！民族新法としての拡充を！（グループ「シサムをめざして」）／上村英明「いまアイヌ民族問題を考える」（『週刊

アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るために必要な施策を推進するよう努める

（目的）第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発に関する法律」

（基本方針）第五条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する法律に

基本方針を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項

二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項

三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項

五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。〔略〕

（基本計画）第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るた

め、の施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。〔略〕

（指定等）第七条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。〔略〕

（業務）第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。／一 アイヌ文化を継承する者の育成その他アイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。／二 アイヌの伝統等に

関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。／三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。／四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。／五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

（事業計画等）第九条 指定法人は、毎事業年度、総理府令・文部省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。〔略〕

（報告の徴収及び立入検査）第十条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問

させることができる。〔略〕

（改善命令）第十一条 〔略〕

（指定の取消し等）第十二条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。〔略〕

（罰則）第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。〔略〕

附則（施行期日）第一条 〔略〕

（北海道旧土人保護法等の廃止）第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）

二 旭川市旧土人保護地処分法（昭和九年法律第九号）

〔以下略〕

今国会は、「翼賛議会」などと揶揄されたが、入管法改悪もまた、三月中旬に法務省が「要綱」を発表してから、わずか二ヶ月足らずで衆参両院を通過し、五月には改悪入管法の施行となった。

法務省は「急増する集団密航者対策」と称して今回の「法改正」を急いだ。いわゆる「悪質密航ブローカー取り締まり」が改悪入管法の中心をなしているが、外国人労働者支援団体（個人）をもその対象としていることは明白である。さらに今回の改悪はその一部に過ぎず、「全面的改定」（入国・在留手続きの合理化、不法在留への対応、強制退去手続きの合理化等）を法務省は目論んでいる。

「朝鮮有事と武装難民の大量密航」などの悪質なデマが政府高官の口から発せられている現在、日本の労働者人民に国際連帯の闘いが鋭く問われている。

ドサクサのうちに成立した入管法改悪

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るために必要な施策を推進するよう努める

（目的）第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発に関する法律」

（基本方針）第五条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する法律に

アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るために必要な施策を推進するよう努める

（目的）第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発に関する法律」

（基本方針）第五条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する法律に

ゆくりなく労働法制

撤廃された労働基準法の「女子保護規定」

六月十一日に可決・成立し一九九九年四月から施行されることになった男女雇用機会均等法と労働基準法の主な変更点はつぎのとおりである。

均等法では募集・採用・配置・昇進の女性差別について「努力義務規定」が「差別禁止規定」に変わった。また、機会均等調停委員会の紛争調停について、現行では訴えても事業主の同意がないと調停を受けられないが改訂後は一方の申請で調停を受けられることとなった。さらに、企業はセクシャルハラスメント防止のための「必要な配慮」をしなければならないこととされた。加えて、禁止規定違反の事業主が是正勧告に従わない場合、労相は企業名を公表できることになった。

この均等法の部分的な変更と引き換えに、労働基準法六

二条の女子保護規定「時間外労働・休日労働・深夜業の規制を原則として廃止する（育児や介護で無理な場合、一定の要件にあえば免除を「請求できる」という改悪がなされた。

共通規制前提に保護撤廃に賛成した連合

男女共通規制を前提に保護規定の撤廃に賛成した連合は付帯決議の一四項目の実現に向け中央労働基準審議会へ焦点を移した。付帯決議十四項目※（衆議院では一二）が

いたことは逆に、積み残した課題の大きさをあらわしている。そもそも連合方針に対して「性別役割分業が根強く残る中で」の保護撤廃は女性の働く権利を奪うもの」という批判が投げかけられていたが、「女性のみの保護から男女保

護への前進」のため「保護撤廃」を容認するなど本末転倒もはなはだしい。（このままでは…連合は保護撤廃を『食いつ逃げ』される格好になる。」と朝日新聞にまで書かれる始末である。6/11）

※付帯決議「時間外・休日労働について家族の責任を持つ男女労働者の事情を配慮するよう事業主に対して指導する」

「男女双方の差別を禁止する」「性差別禁止」の実現を目指す」「二年後の改正均等法施行を見据えた時間外労働規制方策」「パート労働法の実効ある見直し」等

経営側は、「『大競争時代』を乗り切るための」「労働保護に対する規制緩和」の流れを背景に、連合などの主張を逆手に取り、「男女平等を求めると攻勢をかけ、女子保護規定の廃止という労基法大改悪を

成し遂げた。「均等」の名のもとに女性も、男性並みの長時間労働や深夜業に組み込まれ、家庭責任を押し付けられ、たまたま女性は働き続けることさえが困難になる。

「正社員」から締め出される女性労働者

日経連はすでに「複線型労働管理戦略」（『新時代の『日本的経営』』）において「雇用柔軟型」と称して様々な「非正社員」＝不安定雇用・非正規労働者を拡大しつつある。そうした中で、「正社員」として生き残れない女性には

「非正社員」の道が広がっている。契約制スチュワードエスの誕生から三年、さまざまな企業で正社員からパート・アルバイト、派遣にかえられた。現在、女性雇用労働者のうち、三分の一の二千万人がパート

などの非正社員であるという。均等法施行以降に就職した女性の三分の二は非正社員で、その比率は一層高くなるといわれる。この結果、女性の低賃金構造はさらに強化された。まさに、景気の調節弁として「雇用柔軟型」の女性労働者の使い捨てが明らかである。

中央労働基準審議会では労働時間、労働契約、就業規則等に関する大幅な見直しを検討されており七月中に中間まとめが出される。裁量労働制の対象業務がホワイトカラー全般に拡大される案も出され、労働時間に規制されない働き方がサービスク業の合法化等、女性も男性も規制緩和により、働き方を変えさせられ、労働者の分断が一層進む。過労死や健康被害が増えていく。

今回の労基法改悪で、労働関係法制の全面改悪への第一歩が踏み出された。労働法制の全面改悪による矛盾は未組織・パートとして働く女性労働者に集中する。改悪阻止のうねりを。